

「補導の概要と青少年の現状・課題・動向について」

浜松市青少年育成センター

1 青少年育成指導活動（補導活動）とは、

青少年に対して進んであいさつし、良いことは褒め、悪いことは見て見ぬふりをせずに、言葉を掛けたり、彼らの言葉に耳を傾けたりするなど、大人と子供の豊かな人間関係を形成するとともに、犯罪や非行を防止できる地域社会の実現を目指す。（「育成指導員手帳」より）



<具体的には>

- 街頭指導活動や少年相談活動などを通して、非行に陥りそうな青少年や保護を必要とする青少年を発見し、温かい手を差し伸べ、適切な助言・注意を与えることにより、青少年を善導すること。

2 青少年育成センターの補導関連活動¹

青少年育成センターは、青少年の非行防止と健全育成を図るために、地域社会を組織化し、関係機関・団体・民間有志者の参加を得て構成された合同活動の拠点。

(1) 街頭指導活動

- ・活動の主体：浜松市が委嘱した育成指導員225名のボランティア活動
カラオケ ゲームセンター リサイクルショップ
ネットカフェ コンビニエンスストア 公園等の巡回
- ・活動の時間：午前・午後・夕方・夜間
- ・活動の地域：浜松駅周辺部 地区(各区ごとで実施)
- ・特別な活動：浜松まつり 遠州はまきた飛竜まつり 県内一斉補導(年2回)²

(2) 環境浄化活動

- ア 不健全図書類・がん具類取扱店舗 カラオケ店 ゲームセンター ゲーム機設置場所 ネットカフェ コンビニエンスストアなど青少年の溜まり場となりやすい場所の実態把握（環境実態調査）
- イ 青少年環境整備条例に基づく立入指導（カラオケ店 ゲームセンター コンビニエンスストア ネットカフェ ボウリング場 映画館等）

(3) 研修活動：PTA・子ども会役員等の補導研修³

¹ 配付リーフレットの「わたしたちの仕事は・・・」を参照ください。

² 県内一斉少年補導の基準日：夏季7月17日（金）予定 冬季12月22日（火）予定

³ 4～7月の土曜日に研修会を開催（講義：4回 実地：12回）

(4) 他の機関との連携

地域の青少年健全育成会 小・中・高等学校の生徒指導 警察 他市の補導センター等との連携

3 街頭指導活動から（青少年への主な声掛けの現状）

(1) ゲームセンター入場

風適法での規制（風適法第 22 条及び風適法施行条例第 10 条）

- ・ 16 歳未満は午後 6 時まで。18 歳未満は午後 10 時まで。
但し、保護者同伴の場合、午後 10 時まで。
- ・ ゲームコーナーの場合、満 18 歳未満は、県条例第 16 条により、午後 11 時以降入場禁止
- ・ 賭けごとやそれに類似の行為に関わること⁴で、金銭乱費につながりやすい。
- ・ 最近気になることとして、若い親が子供を同伴して、夜遅くまでゲームセンターにいたことが挙げられる。

(2) 自転車⁵の二人乗り・スマートフォン操作

- ・ 放課後の中学生や学校帰りの高校生に多いが、成人も見かける。
- ・ 罪悪感が殆んどない。

(3) カラオケ店⁶入場

- ・ 密室のため喫煙や不健全性的行為等の問題行動に走りやすい。

(4) 喫煙⁷

- ・ 喫煙は非行の第一歩。
- ・ カラオケボックスなどでの喫煙がある。
- ・ 低年齢化、常習化が進んでいる。



4 大型店舗等の指導活動状況

- ・ 万引き⁸が多い。
- ・ 万引きしても見つからなければいいという子が多い。
- ・ 罪の意識が希薄になり、犯行が大胆になり、常習化していく。

⁴ いわゆる「射幸心を煽る」行為

⁵ 自転車は道路交通法の軽車両である。

⁶ 日本カラオケスタジオ協会自主規制基準は、「客室の内部に見通しを妨げる施設を設けないこと」となっている。

⁷ タバコの購入手段が巧妙化している。

⁸ 万引きは窃盗罪である。刑法第 235 条「他人の財物を窃取したる者は、窃盗の罪となし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処す」。窃盗罪は、最高刑が懲役 10 年で大変罪が重い。

<店舗協力員の声>

- ・小中高校生に多い万引商品はCD・ゲームソフト・カードなど。中古品として買い取る業者があるので、換金して小遣いにする子供がいる。
- ・保護者に連絡しても、悪いことだと受け止めない親もいる。「万引きぐらいで呼びつけるな」という家庭もある。
- ・万引きがあれば、警察や学校に通報する店舗もある。防犯カメラを設置したり、警備員の巡回を多くしたりして、まず「万引きをさせない」という取組をしている。
- ・万引き被害が多い店舗では、警備会社と契約して私服や警備員が巡回するなどの対策を実施している。

5 青少年の問題行動の背景にあるもの

(1) 豊かな時代の青少年の特徴 ⇔ 「成熟社会は青少年を未成熟にする」

- ・目的意識を持ちにくい。
- ・我慢する力が弱く、自己中心的な傾向が強い。
- ・フリーターやニートの増加

(2) 成長過程での自然・社会体験不足 ⇔ 「自然は一卷の書物である」

- ・遊びや自然とのふれあいの中で、命の大切さを知る機会が減った。
- ・生活の中で喜怒哀楽を味わう機会が少ない。
- ・現実とバーチャルとの違いが理解できない。

(3) 叱られることが少ない。 ⇔ 「子供には叱られる権利がある」

- ・周りに怖い大人がいない。
- ・叱られていないために、たまに叱られるとすぐにキレる。
- ・子供からの反発を恐れ、大人が叱ることを躊躇している。

6 今、親や大人たちに求められていること

- ・家庭、学校、社会が「夢や希望を持てる子供」に育てる努力をする。
- ・お金や物質最優先、便利さ優先社会の見直しをする。
- ・大人自身が青少年のモデルとなる誠実な生き方をする。
- ・青少年に規範意識を身に付けさせ、自立・自律を促す。



- 何よりもまず、自分の子供は責任を持って育てよう。
- 「三つ子の魂百までも⁹」適切な時期に適切な指導・躾をしよう。
- 幼いころから「是は是、非は非」ときちんと教え躾よう。
- 地域みんなで日常的な声掛け¹⁰をし、地域の子供は地域で育てよう。

⁹「子供のもって生まれる天賦の才能には、消費期間がある。われわれの一生の間で、一番頭のいい時期、人間としての可能性が最も大きい期間は、生まれてから40カ月くらいしかない。あとは徐々に力が落ちていく。小学校に通うころには生まれた時の何分の1かになっている。」

(外山滋比古『何のために「学ぶ」のか』ちくまプリマー新書 2015)

¹⁰「ひとりひとりにいい声掛けデー」11月11日(水)前後、登校時 各小中学校区で実施